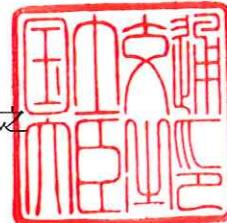


国海員第227号  
令和7年11月18日

交通政策審議会  
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

金子恭之



#### 交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

#### 諮問第490号

船員派遣事業の許可について

#### 諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聞く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
トクヤマ海陸運送株式会社	山口県周南市築港町2番18号
株式会社富洋海運	大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号
株式会社新晃マリン	広島県呉市中央五丁目12番28-203号